

## 金銭債権等と預金等との誤認防止

バークレイズ・バンク・ピーエルシー  
(バークレイズ銀行)東京支店

- 当支店の取り扱う金銭債権等<sup>(注1)</sup>は、預金等<sup>(注2)</sup>ではなく、預金保険法第53条に規定する保険金の支払の対象ではありません。
- 当支店の取り扱う金銭債権等は、元本の返済が保証されている商品ではありません。

(注1) 銀行法第10条第2項第5号に定める金銭債権(国内で発行された譲渡性預金の預金証書をもつて表示されるものを除き、以下「本金銭債権」といいます。)並びに金融商品取引法第33条第2項第1号から第4号までに掲げる有価証券のうち国債証券等<sup>(注3)</sup>及び本金銭債権を除くものをいいます。以下同じ。

(注2) 銀行法第12条の2第1項に規定する預金等をいいます。

(注3) 金融商品取引法第2条第1項第1号及び第2号に掲げる有価証券並びに同項第3号及び第5号に掲げる有価証券(政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているものに限ります。)をいいます。

以上